

## 浜松果物商業協同組合発行のくだもの商品券 (額面 500円)払戻し実施のお知らせ

浜松果物商業協同組合発行のくだもの商品券(額面500円)の利用につきましては、平成26年10月31日(金)をもって終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律20条第1項に基づき払戻し手続きを実施いたしますので、当該商品券の未使用券をお持ちのお客様は下記期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

なお、この期間内にお申し出のない場合は、本払戻しの手続きから除外されますのでご注意下さい。

### 記

#### 1. 前払式支払手段の種類

浜松果物商業協同組合発行のくだもの商品券  
額面 500円  
使用できる期間又は期限 なし

#### 2. 払戻し申出期間

平成26年11月1日～平成27年1月31日(当日消印有効)  
(月曜日から土曜日の午前9時から午後2時まで。但し、祝日及び水曜日が市場休市日の場合は除きます。)

#### 3. 申出方法

- (1) 浜松果物商業協同組合事務所へ、未使用商品券を直接ご持参ください。
- (2) 浜松果物商業協同組合宛に、未使用商品券と共に  
振込先金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)  
連絡先電話番号、住所、申込人名  
を書いた紙を同封して簡易書留で郵送してください。

#### 4. 払戻し方法

- (1) 浜松果物商業協同組合事務所へ商品券を直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。
- (2) 浜松果物商業協同組合宛に郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振り込みいたします。

#### 5. お問い合わせ先、申出及び払戻し場所

浜松果物商業協同組合 事務所  
〒435-0023 浜松市南区新貝町239-1  
電話 053-427-7590 FAX 053-427-7595

## 払戻し対象のくだもの商品券

### 表 面



発行元が「浜松果物商業協同組合」と記載してある商品券  
(額面500円)。

### 裏 面

